

無線従事者資格と操作・監督範囲の相互関係

(電波法施行令 第三条 2016年8月7日現在)

★注意

下から上へは戻りません。あくまでも下へ下へと流れることが前提です。

例えば第一級海上無線通信士は第四級海上無線通信士の操作範囲をカバーしていますが、後者は第二級・第三級海上無線通信士の下位には位置していません。

